フォームの始まり

大阪府環境審議会　第３回新環境総合計画部会会議録

フォームの終わり

と　き：平成12年11月21日（火）10：00～12：00
ところ：プリムローズ大阪　鳳凰西の間

開　会　　午前10時

|  |  |
| --- | --- |
| 司会 | 　定刻になりましたので、ただいまから第３回新環境総合計画部会を開会させていただきます。　皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。　議事にお移りいただく前に、資料の確認をお願いいたしたいと存じます。　　　　　　　　　　　　　　　（配付資料確認）　　それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。 |
| 部会長 | 　よろしくお願いいたします。 |
| 部会長 | 　本日は、議事次第にございますように、この部会の審議の参考とさせていただくために、府民の皆様からご意見をお聞きする場でございます。ご応募いただきました９人の皆様全員から順次ご意見をお聞きし、終了時刻を一応12時とさせていただいておりますので、ご協力をお願いいたしておきます。　まず最初に、本日ご意見をお聞きする趣旨等について説明させていただきます。　この新環境総合計画部会は、環境審議会が８月３日に太田知事から、「環境基本条例に基づく環境総合計画について」諮問をお受けし、設置されたものでございまして、新たな環境総合計画の策定に当たり、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について審議を行っております。その審議の参考とするために、第１回の部会において、府民の皆様から直接ご意見をお聞きする機会を設けることを決めまして、本日の開催となったわけであります。　この部会といたしましては、本日のご意見や書面などでちょうだいしておりますご意見を参考にいたしまして、今後さらに審議を進めていきたいと考えております。本日はご意見を承るだけになりますが、よろしくお願いいたします。　また、委員の皆様よりの意見発表内容に関するご質問は、時間の制限もありますので、最後に一括してお願いしたい、そのように思います。　本日発表される皆様には、限られた時間でございますが、どうか忌憚のないご意見をお出しいただきますように、よろしくお願いいたします。　引き続き、本日の進行方法についてご説明いたしますと、本日の発表は全部で９人となっております。全体の時間の制約もございますので、発表される方の持ち時間はそれぞれ10分以内でお願いいたします。ご発表の終了２分前に１度、それから終了時間に２度ベルを鳴らしますので、ご協力をお願いいたします。　それでは、ご意見の発表をしていただきたいと思いますが、順序は、お配りしております意見要旨集の目次のとおり、申し込みいただきました順序に従ってということにいたします。発表をしていただく皆様には、私がお名前を申し上げますので、ご発表いただく席を設けておりますが、そこでご意見を述べていただきたいと思います。　最初は、社団法人大阪工業会の藤野さんでございます。藤野さん、どうぞよろしくお願いいたします |
| 藤野耕一氏 | 　私は、大阪工業会の環境推進委員会環境経営研究部会部会長の藤野でございます。　本日は、大阪工業会としまして産業界の意見を申し述べるこのような機会を与えていただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。　大阪工業会は、現在、温暖化、廃棄物問題等の企業の環境対策や地球規模の環境問題の対応について、物づくり、まちづくりの視点より積極的な活動を展開しております。　さて、このたびの大阪府の新しい環境総合計画の作成、検討に当たり、大阪工業会として産業界の立場から、次の４点について意見を述べさせていただきます。　まず第１点は、産業界の自主的な取り組みを尊重していただき、それを育成していただきたいということでございます。　地球温暖化のような長期的かつ地球規模で生じる環境問題は、その原因があらゆる事業活動や府民の日常生活の隅々まで関係していますので、一律に活動等を制限することは無理があり、従来の規制措置では十分な対処が難しいのではないかと思います。また、廃棄物、リサイクル対策等も幅広い関係者による一体的かつ効率的な取り組みが不可欠ですが、一律な規制措置のみで実効を上げることは困難と考えます。　これらの問題に対して有効な方策は、みずからの業を最もよく知る事業者自身が技術的な要件と費用対効果を考慮して、対策をみずから立案し、これを積極的に実施する自主的な取り組みであると考えております。環境行政は、できるだけ産業界の自主的な取り組みを尊重していただきたいと思います。また、この自主的取り組みがよりよい成果を上げるためのインセンティブとなるような各種の助成施策を推進していただければと考えております。これら自主的な取り組みの成果を十分に見きわめた上で、どうしても必要な場合に限って規制措置を講ずるという考え方が重要ではないかと考えます。　また、大阪は、ご存じのように中規模以下の企業が多い地域ですから、環境国際規格のＩＳＯ 14001の認証取得が企業にとって大変重要になってきたという理解を経営者を含めて持っていたとしても、認証取得に伴う費用や人手の問題で、なかなかそれが思うように進まない状況があります。したがって、これら中規模以下の企業を対象とした環境マネジメントシステムの浸透策や、ＩＳＯ 14001認証取得に対する助成策等を考えていただければと思います。　第２点は、温暖化、資源枯渇対策についてであります。　環境保全、エネルギーの安定供給、経済成長のトリレンマを頭の中に置き、ＣＯＰ３で決められた我が国の温室効果ガス90年度に対して６％削減を達成するためには、我が国全体のエネルギー効率を向上することが大変重要なことだと考えます。そのためには、コージェネレーションやヒートポンプ、蓄熱システム等の高効率なエネルギーシステムや、省エネルギー型設備・機器の導入促進を図ることが重要であります。　また、ごみ焼却排熱、工場よりの排熱、下水排熱、河川温熱等、地域で利用されないで大気中へ排出されている未利用エネルギーは数多く存在し、その賦存量は有効利用熱量の数倍にも上ります。したがって、これら未利用エネルギーをできるだけ多く有効活用することも大変重要であると思います。特に、ごみ焼却排熱や工場排熱等の高温な未利用エネルギーは十分な活用価値があると思います。太陽光、太陽熱、風力等のＣＯ2 発生のない自然エネルギー利用もできるだけ促進する必要があります。　しかしながら、これらのシステム、機器の導入や有効活用を図るに当たっては、初期コストが増加するという経済的な理由により、導入普及が思うように進んでいないのが現状であります。普及がある程度進めば、市場原理により初期投資コストは低下し、経済的にバランスがとれる例が数多いと考えられますので、コスト・効果を念頭に置き、このような段階に至るまで、集中的で効果的な税制優遇や助成金制度などのインセンティブの高い助成措置をお願いしたいと思います。　しかし、このような新しいエネルギーやエネルギーシステムの普及量を高めることにより相当量のＣＯ2 削減効果が出るのは、かなり長期的にならざるを得ないと考えております。したがって、当面のエネルギー対策としては、化石エネルギーの中で環境負荷が少ない効果的な天然ガスの活用を図るとともに、電力供給において原子力発電の環境面での効用や需要及び環境対策の状況等を府民の方々に広く理解していただき、環境行動に結びつけることが大切なことだと考えます。　第３は、循環型社会の形成についてであります。　大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムから脱却し、物質、エネルギー等の排出量を可能な限り少なくするためには、物質、エネルギー等が循環する社会システムの構築が必要であります。循環型社会が成立するための社会経済システムを構築する必要があると思います。　循環型社会の体制構築に当たっては、企業、行政、消費者がさきの循環型社会形成推進法で示されたそれぞれの責務を果たし、その三者が一体となった社会システムの構築が必要です。行政は、規制ばかりではなく、構築のためのインセンティブを与え、市場原理を内在化させたような社会体制、仕組みを構築する必要があると思います。また、この三者の中で、行政は、循環型社会構築の明確なポリシーを示し、リーダーシップを発揮していただきたいと考えております。　最近、特に問題となっております廃棄物対策につきましては、削減抑制、再生利用、リサイクルのいわゆる３Ｒを推進する循環型社会システムの構築が大切です。しかしながら、廃棄物の最終処分量をゼロにすることは不可能であり、ある程度の廃棄物は最終処分せざるを得ないような状況が続くと思います。このような状況において、現状の最終処分量の逼迫は大変重要な課題だと認識しております。廃棄物の最終処分量の処理処分施設は社会として必要不可欠なインフラであり、行政がそれら施設の整備促進に積極的に取り組む必要があるのではないかと思います。　第４点は、府民への環境啓発の充実についてであります。　大量消費、大量廃棄のライフスタイルの変革や循環型社会の構築で重要な役割を担うのが、最終的には消費者である府民だと思います。府民一人一人の環境意識高揚と環境行動の実践が重要です。積極的な環境行動の実践を促すためには、エネルギー使用の状況、廃棄物の排出処理の状況、またその対策の状況等を府民の方々に逐次説明し、理解を得ることが大切だと思います。このような情報の発信と府民の方への環境啓発等を実践する地域と密着した拠点施設づくりを積極的に推進することが大切です。　例えば、ヨーロッパの環境先進国に見られるようなエコステーションのような施設を各地域に設け、そこを拠点として、府民への環境情報発信や環境啓発をきめ細かく行うことを検討したらどうでしょうか。この場合、関連する地元自治会やＮＧＯの方々と十分に連携をとって運営することが肝要です。また、環境情報発信や環境啓発及び環境自主行動を促進するために、各府民団体や各ＮＧＯと行政のネットワークづくりを強力に推進し、これらの環境に関する自主行動について行政が積極的に助成するような施策も肝要だと考えます。　一方、個人個人の環境意識高揚のベースとなるのが小学校、中学校等における環境教育だと思います。現在は、一部の環境に理解のある先生により、自主的にほんの少し行われている状況かと思います。子供たちへなるべく早い時期に環境教育を導入する必要性は、だれもが認めていることだと思います。今回、新しい学習指導要領で2002年度から導入されることになった総合的な学習の時間において、府内の小学校、中学校等で環境に関する教育が自主的に行われるように、行政の指導、助成をぜひお願いしたいと思います。　以上、４点について意見を述べさせていただきましたが、最後に、大阪府の新しい環境基本計画作成に当たっては、なるべく具体的な施策が見られるような計画作成をお願いいたします。ＩＳＯの 14001規格に示されていますように、プラン・ドゥ・チェック・アクションの考え方に準じて、数値的な目標の設定、目標を達成するための具体的な実施計画、その計画はだれが、いつ、どのように行うか、目標の達成状況のチェック、見直しをだれが、いつ、どのように行うか、これらが基本計画を見る方々にはっきりと理解できるような大阪府の新しい環境基本計画作成をぜひお願いしたいと思います。　これで私の意見発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。 |
| 部会長 | どうもありがとうございました。　続きまして、関西水系連絡会及びグリーンコンシューマー大阪ネットワークの本間さんでございます。よろしくお願いいたします。 |
| 本間　都氏 | 　本間でございます。　４点ほど書きましたけれども、時間の都合で、グリーンコンシューマー大阪ネットワークとして１つ、それから関西水系連絡会として１点申し上げます。　グリーンコンシューマー大阪ネットワークとしてですが、このたび、特定非営利活動団体、いわゆるＮＰＯ法人の資格を取りましたところ、法人税がかかるんですね。非営利活動ですから、一切もうかりません。何かやればやるほど赤字でございまして、全部会費で賄っております。60人の会員が 2,000円ずつ出しまして、年会費幾らかご存じと思います。それで事務所をして、毎月１回の月例基礎講座を開いて、総会も開いて、理事会も開いて、間にシリーズ講座を開いて、みんなその会費とカンパで賄っているところへ、２万円という年間法人税を納めないといけない。２万円ありましたら、切手代で、私どものニュースが年に４回半発送できるんですね。非常に痛い。　いろいろ税制があると思いますから、支払わなければいけないかもしれませんけれども、どうか助成措置を考えていただきたい。それと同時に、税金をお取りになるのであれば、ちゃんと助成金をお出しになるとか、府の施設を無料で使わせていただけるような、そういう措置もぜひ入れていただきたいと思います。　それから、関西水系連絡会としてですが、こちらの方は、実は大阪府さんにこういう冊子（「見直せ、大和川の下水道計画、全国ワースト１からの脱出」連合大阪・連合奈良等1997.9）を環境部会の方へ提出しておりまして、これはもう３～４年になります。　これは何かと申しますと、もうご存じの方も多いと思うんですが、大阪府、奈良県を流れてまいります大和川が非常に汚い。全国河川で水質ワーストワン、ワーストツーのところにいつもおります。大和川の浄化計画を考えまして、なぜ大和川がこんなに汚れているかということを調査いたしましたら、汚れの８割が何と垂れ流しの家庭排水でした。　冊子にも書いていますので、お目通しいただいたらわかるかと思いますが、今、日本の下水道普及率は５割余りでございます。大阪府は７割ほどだと思いますけれども、大和川流域に関しましては３割台でございます。非常に下水道普及率が悪い。しかも、非常に時間がかかります。３割の下水道をこれから普及してまいりますには、非常に時間がかかる。私どもの会で調査をいたしましたところ、お金と時間が非常にかかりまして、例えば結論を先に申しましたら、大和川流域でいえば、河内長野市は完成するのに 114　年かかります。松原で47年、柏原で 149年、羽曳野で87年、藤井寺で58年、太子町で333年、河南町で72年、美原町で96年かかります。こういう状態で、幾らお金がかかるかといいますと、1 人につきまして、河内長野で 112万、だから４人家族でしたらこの４倍です。松原で 130万、柏原で 154万、羽曳野で 165万、あとはおわかりと思いますが、太子町に至っては１人分が 395万かかる。こういう施設でございます。　こういう下水道をつくりまして、今度は維持管理はどうかと申しますと、時間がありませんから一口に全国で申します。一般会計から、維持管理費、つまり下水道を運営する費用ですね、これはどこでも補てんしていて、補てんしていないのは大阪市ぐらいだと思いますが、その補てん率が、昔は下水道の使用料金から６割、補てん率４割でしたけれども、現在はそれが逆転して、使用料で払う住民負担が４割、あと６割が一般会計から。これは、もちろん税金を使いますから、下水道を使っていない地域の住民も使っている人のために負担をするという形になっております。　そこで、大阪府でも進めております合併浄化槽による処理を非常に考えていまして、大阪市の環境部の方もたびたびお見えになって、何とかして府下でも普及させたいという話なんですけれども、なかなかそれがうまくいかない。ぜひ環境計画、都市計画の中に入れていただきたい。　大和川流域の柏原とか藤井寺、松原、羽曳野、そこの色分け地図を私どもでつくりました。赤く見えていますところは、下水道計画区域ですが、早急にやめるべき地域です。１人分が 140万以上かかるところです。これは４年前につくりました。それから、黄色い地域は、 100万から 140万かかります。合併浄化槽で公共下水道を整備しました二ツ井町の実例でしたら、95万円で１軒分ができております。ですから、 100万から 140万の黄色い地域も、合併浄化槽でする方がはるかに経済的です。　こういうのをご参考いただいて、府の方でも独自調査をしていただきまして、ぜひ大和川の汚染ナンバーワンというのを解消していただきたいと思います。　まことに失礼いたしました。ごめんください。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　続きまして、財団法人公害地域再生センターの傘木さんにお願いいたします。どうぞ。 |
| 傘木宏夫氏 | 　傘木です。　きょうは、意見を発表させていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。　あおぞら財団は、ご存じのように、西淀川公害訴訟の和解金でつくっていただいた公益法人ですが、現在、都市公害問題や交通公害問題等における調査研究や、市民参加型のいろんな提言づくり、それから公害の被害の経験を次世代や海外へ伝える活動、最近では公害病の患者さんと一緒にリハビリテーションを兼ねて地域の緑化活動など、いろいろな活動を進めております。この４月には、滋賀でＧ８の環境大臣会合があったんですが、気候ネットや滋賀県の環境生協や沖縄環境ネットワークなどと一緒になって、「21世紀を環境再生の時代に」というテーマで共同行動を組み、各国代表と懇談会も持ちまして、その趣旨が一定コミュニケに盛り込まれたものと認識しております。21世紀を環境再生の時代にという観点から、きょうは意見を発表させていただきたいと思っています。　大阪府域には、大阪西淀川区と同様に典型的な住工混在地域が非常に多くありまして、そこに住んでいる人口は非常に大きなものがあります。ここには、さまざまな環境問題、または典型的な典型公害と言われるものも含めて、まだまだ山積している状況があります。それから、土壌汚染でありますとか、そういった蓄積型の公害問題も解決されないまま残っております。そして、住工混在地域は、こういう地域でありますから、大型貨物自動車が住宅地まで入ってくるところでありまして、大気汚染問題も深刻なものがあります。　私は、こういうところでは、都市政策と環境政策をパッケージ化させた統合的な施策を入れていく必要がある、いわゆるこれまでの公害防止計画のような総花的、総合的なものではなくて、施策の羅列ではない、どういう責任でもってどういう機関が何をするかという、パッケージ化された施策を投入していく必要があると思っております。そういう意味でも、今回の新しい総合計画に期待したいものは、エリア別の計画というものをきちんと示していただきたい。このエリアにはこういう問題がある、例えば住工混在地域についてはこういう問題があるので、こういうパッケージをやっていく、ということが必要ではないかと思っています。　私が発表したい意見の中身は、４ページから本文ということでかなり長々と書いてありますので、またごらんいただければと思いますが、焦点を絞って発言をさせていただきたいと思います。　環境の再生について、一つは、先ほど申し上げた土壌汚染の問題です。私は、造園学会に発表しましたが、大阪市が所有している、工場跡地を買収して公園にした土地、西淀川区内には25ヵ所ありまして、そのうちの４ヵ所をサンプルとして重金属の調査をしました。そのうち２ヵ所から環境基準を超える重金属が検出されたわけですが、この問題は府域にかなり広がるものだと思っております。しかし、大阪府には、市街地土壌汚染に関する何らの対策がありません。白書には、それに関する記述が全くない状況であります。この件については、少なくとも府の保有する土地について、そういう環境履歴を調べ、対策をとる、これを必ず盛り込んでいただきたいと思っています。　２番目は、公害防止計画についてです。これは国が定めているものですが、今度の新しい環境基本計画の見直しの中で、公害防止計画をさらに地域密着型にし、幹線沿道やそういったものに対応した計画に見直すことが打ち出されております。それを踏まえて、大阪府域の公害防止計画の見直しはまだ先でありますが、それに先行して、総合計画において公害防止計画を先導するようなメニューを示していただきたいと思います。　次に、総合政策の執行についてですが、私が一番強調したいのは、戦略的環境アセスメントを必ず府の制度に取り入れていただきたいということです。大阪府が、環境マネジメントやＩＳＯなど、そういう点で努力されていることは非常に高く評価しておりますが、府民が環境の事業に求めているのは、政策・計画、プログラムの段階での環境配慮でありまして、その点が大阪府は残念ながら、ここにいらっしゃるから言いにくいですけれども、開発行政に対して非常に及び腰で、そういった政策調整機能については非常に弱いというふうに思っております。それがないから、２期工事や、または花と緑の国際都市といった、むだであり環境破壊型のものがどんどん進められている、そのように認識しております。　そして、先ほど統合的な政策と言いましたが、この点につきましては、自動車交通対策、自動車公害対策について発揮していただきたいと思っています。もはや単体規制では限界があるということをＮＯx 法の10年間が示したというふうに思っています。大阪府域における自動車交通の総量を削減するためのパッケージ化された政策を、他の部局ともきちんと連携をしてやっていただきたいと思います。先ほど工業会の方が、自主的な取り組みと誘導、そして最小限の規制と言いましたが、しかし、素材型製造業においてそうであったように、規制施策というのが日本では世界に誇る環境パフォーマンスを発揮してきた、誘引してきたと私は思っております。しかし、加工、サービス業、流通業、こういったところは規制が緩いがために野放しになっている、垂れ流しになっている、私はそう認識しております。やはりきちんとした規制があってこそ自主的な取り組みを誘発できる、そういう観点から行政計画はなされるべきだと考えております。　私たちのあおぞら財団では、公害被害の経験の記録、原資料ですね、一次資料を保存する取り組みをやっています。21年間の公害裁判のメモリーから含めたすべての資料の保存、患者さんの闘病記録、そういったものの保存も進めております。非常にお金のかかることですが、歴史への責任だと思っております。大阪府におかれましても、大阪府の公害対策というのはそれなりに大きな成果をおさめ、世界に誇れるものだと思っておりますので、それにかかわる資料、それからさまざまな疫学関係の資料、こういったものを捨てずに保存してほしい。それをどう公開するかは、その次の問題と思っております。後世の歴史研究、科学的な研究にそれをゆだねる、そういう姿勢が私は大事だと思いまして、そういったものを進めていくための資料館の建設も念頭に置いていただきたいと思っています。　最後に、蛇足でありますが、計画の設計について、先ほどエリア別のことも言いましたが、庁内において実効性のある推進体制をつくっていただきたいと思います。私の友人が活動している台湾では、各省庁のトップ、日本でいえば事務次官レベルを集めた循環型社会の実現に向けた特別委員会を設けて、首相の直属機関にしていると言っていました。日本では、自治体レベルででもそういうことができていない。先ほども言いましたが、やはり持続可能な社会をつくっていくためにも、環境行政のイニシアチブをきちんと発揮される庁内体制をつくっていただく、そのためのベースとなるような総合計画にしていただきたいと思います。　これで発言を終わります。ありがとうございました。 |
| 部会長 | 　ありがとうございました。　次は、茨木北部丘陵地域の自然を守る市民会議の立岡さんでございます。立岡さん、お願いいたします。 |
| 立岡 健氏 | 　茨木北部丘陵地域の自然を守る市民会議の立岡と申します。　私、自然の問題についてお話しさせていただくわけですが、素人でございまして、大きな間違いがあれば、ご容赦をいただきたいと思っております。　私ども市民会議は、茨木に拠点を持っておりまして、1991年７月に、北摂山系の豊かな自然を21世紀の子供たちに残していきたい、伝えたい、こういう趣旨で運動を起こしまして、現在に至っております。　1991年５月、ご承知のとおり、ブラジルで地球環境サミットがございました。日本の世論も、自然環境への関心が非常に高まりました。その中で、国際文化公園都市計画というのがございまして、これは箕面から茨木にかけて 745haの緑をはぎ取る大規模な開発でございます。これの見直しを求める署名を、当時は住宅・都市整備公団に、緑を守るアピール書面ということで提出した。ちょうどそのころ地球環境サミットがございまして、環境への関心が非常に高くなり、これは５万人という多くの署名を集めることができました。　1992年２月には、もう一つ、茨木の北部に安威川ダムという大阪府営のダムがございまして、この事業をどうするかということで大阪府建設事業再評価委員会というのが行われましたが、私ども、この安威川ダムについてははっきり要らないという立場を示しておりますけれども、とりあえず見直しをしていこうということで、４万人を超える市民や府民の皆さんのご署名をとる運動をしてまいりました。その間に里山や北部丘陵のウオッチング、シンポジウム、学習会、また自然保護団体とともに自然観察会の取り組みもしてまいったところでございます。　しかし、先ほど申しました北摂山系は大規模な公共事業が進められておりまして、今、北摂山系の里山が大変な危機に瀕しております。先ほど申しました国際文化公園都市、安威川ダムのほかに、箕面には 314haの緑をはぎ取ってニュータウンをつくっていくという水と緑の健康都市、これは大阪府が計画しております。安威川ダムも大阪府が計画しております。国際文化公園都市は、現在は都市基盤整備公団が事業主体ということでございます。ダムにつきましても、ダム湖の面積は 100haという莫大な面積を削ってダムがつくられる。これらの大規模な公共事業が、北摂山系の自然やその中に生息する動物や植物の生育に大きな影響を与える。私のような素人が考えてもそう思いますけれども、環境アセスメント、どれをとりましても影響が少ない、適切な保全対策をしているということで、まともに保全を考えているとは思えないような内容で事業が進められております。　21世紀を環境の世紀にするために、大規模公共事業の見直しを含む積極的な環境施策を打ち出すことが必要であると考えて、オオタカの保護の問題、里山の保全の問題、この２点につきまして、簡単に意見を述べさせていただきたいと考えております。　まず、オオタカの保護の問題であります。　北摂の山系では、昨年２月に先ほど申しました箕面市の水と緑の健康都市計画地域で、ことしの１月から３月にかけまして茨木市の安威川ダムの周辺地域で、環境庁が絶滅危惧種に指定をしておりますオオタカの営巣が発見され、それぞれの事業部門で専門家を交えてオオタカの調査研究委員会を設けられ、現在、保護に乗り出しております。本日の新聞に、水と緑のところで営巣の中心が6.25ha、箕面のオオタカというのが各紙に載ったと思いますが、こういう状況で各事業ごとにやられております。　一方、大阪府の森林管理課では、里山の自然を守ろうと、北摂山系で８ヵ所、 3,000haを指定して、大阪府の環境計画にも書いております府立自然公園構想を来年度から実施をするというのが新聞に載っておりました。しかし、水と緑の、また安威川ダムの営巣地は、この自然公園の指定地からは外されております。大規模公共事業の予定地、またオオタカの営巣地を除外した府立自然公園構想では、里山や自然環境を守れないと考えております。これでは、縦割り、場当たり的な環境行政、このように言われてもいたし方ないのではないかと思っております。　全国で23都道府県、49の開発地でオオタカの営巣が確認され、保護のため、計画の縮小、変更など積極的な見直しが行われております。2005年、愛知万博の予定地である愛知県瀬戸市海上の森では、昨年オオタカの営巣が確認をされました。それをきっかけに計画が大幅に変更されたと、これはすべての新聞に載っておりました。また、環境庁でも、オオタカの営巣が見つかった場合、営巣の中心から12から36ha、開発行為を避けるという保護指針も出しております。埼玉県でも、他の都道府県に先駆けてオオタカの保護指針を策定いたしました。大阪府においても、縦割り、場当たり的な環境行政を改めて、情報を開示し、長期的立場に立ったオオタカの保護策を府民に示していただきたい、また総合計画にも盛り入れていただきたいというのが第１点でございます。　第２点は、里山の保全についてであります。　大阪の自然の特徴は、申すまでもなく、外周を北摂、金剛生駒、和泉葛城の３つの山系が取り巻き、グリーンベルトを形成しております。その前面に、古くから里の人々によって利用されたアカマツやクヌギなどの雑木林、すなわち里山が広がっております。その大阪の府域に生息する動物は、猿、鹿、キツネ、タヌキ、テン、リスなど28種、鹿は北摂山地にだけ生息をしております。　里山は、村の原生林や天然林とは異なり、我が国の農耕文化が伝えられ、より人々の暮らしの近くにあって、人手が加えられ、自然と人間が織りなす独特の風土、環境をつくり上げてまいりました。私たち祖先は、里山を介して多くの動物たちと深いかかわりを持ち、民話や伝承、文化にまで昇華させてまいりました。里山は、農業林などとして使われているだけでなく、その地域の人々のレクリエーションの場として四季折々の行事に広く使われ、春は山菜摘み、秋はもみじ狩り、キノコ狩りといった地域ぐるみの行事の場でもあります。今日、農業構造の変化や石油、ガス、電力のエネルギー源の転換によって不要となった里山、その中に生息する生き物が絶滅の危機に瀕しております。北摂山系では、大規模な３つの公共事業も行われております。その中には、先ほど申しましたオオタカ、鹿、オオサンショウウオ、ヤマセミなどなど貴重な動物種がすんでおります。この開発によって生態系が変化することを危惧されております。大阪府も、里山保全に向けて、来年度、先ほど申しました府立自然公園構想を進めようとしておりますが、オオタカの営巣地や大規模開発地域を全く除外した環境行政のあり方、里山保全のあり方、実効性について疑問の声も上がっております。　巨大化した都市大阪に暮らす私たちにとって、里山は単なる緑としての景観機能だけでなく、防災、水源確保、土壌の確保、多様な生き物の保全、そして府民の、また市民のレクリエーションの場として、さまざまな都市機能としてなくてはならない大切な場所となっています。子供たちの自然体験や自然学習の場、高齢者の生きがい、健康の維持を兼ねた里山公園、市民農園、体験学習の森など、目的に沿った有効活用を図ることが大切でございます。　大規模公共事業の現状は、バブルが崩壊した後、なかなか進捗をしていないのが現状であります。21世紀、このような大規模事業が必要なのか、このことも大きな問題でございますが、大規模公共事業を見直して、府民共有の豊かな里山を私どもは後世の人々に残すため、そのためにこそ税金を投入すべきではないかと思います。　環境破壊か開発かという議論は、共存という時代から21世紀は環境の時代である、ここにも提起されているとおりでございます。まさに資源であると思います。大阪府の場当たり的、縦割り的な環境行政でなく、長期的視野に立った計画を立案し、大規模事業の見直しを含めて、府民が納得する環境の世紀にふさわしい環境総合計画を策定していただけますよう要望させていただきまして、私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　次は、自治労大阪府本部の中井さんでございます。どうぞよろしくお願いします。 |
| 中井信行氏 | 　私の方からは、これから21世紀に向けた廃棄物行政の自治体が取り組まねばならない課題について、若干の意見を述べさせていただきたいと思います。　まず、一般廃棄物の問題であります。　清掃行政は、明治時代に伝染病対策として発足したことから、長い間焼却主義を続けてきたところであります。しかし、高度成長期以後、数々の合成化学物質がつくられるようになり、現在の清掃工場は化学反応炉と化しています。そのため、ダイオキシンを初めとした有害物質が焼却炉の中で生成し、排出されているのはご存じのとおりでございます。97年にダイオキシンが大きな社会問題となりましたが、焼却主義が見直されるには至らず、むしろガス化溶融炉、ＲＤＦ発電、ごみ発電のような新たな焼却主義が広がりつつあります。発生源対策ではなく、ごみ処理産業を潤すような対策ばかりが講じられ、清掃行政が税金をごみ処理産業へ注ぐ措置等ますます拡大されています。焼却主義から脱却し、発生源対策、発生抑制や再使用を優先した循環型社会を構築することは、今後の重要な課題であることはご存じのとおりでございます。　また、従来、ごみが目の前からなくなればよしとしていた市民意識を変えていくことも、これからは必要ではないでしょうか。そのような市民意識を取り返すこともなく、毎日収集やディスポーザーのようにただ市民の要求にこたえるだけの清掃行政から、市民にも問題提起し、ともに発生抑制、減量、資源化に取り組む資源化行政へと転換していかなければなりません。それに対応して、自治体の職場でも、人員や予算の確保を最優先に考えるのではなく、資源化行政への転換を最優先に考えるような自己変革が迫られているところであります。　さらに、一般廃棄物処理費用負担に関して、世界的に転換する動きがあります。従来の一般廃棄物処理は、自治体が行い、その費用は税金で賄うのが原則でありました。しかし、この方式だと生産は野放しに行えます。幾ら処理費の高くつくものを生産しようが、処理費は税金で賄われ、生産する企業自体は何ら困らないからであります。ヨーロッパを中心に、一廃処理費やリサイクル費を税金負担から生産者負担に変える動きが進みつつあります。そうすれば、生産者は費用を価格に上乗せせざるを得ません。すると、価格が高くなって需要が減りますから、生産者はなるべく上乗せする分をなくすべく、より処理のしやすいもの、リサイクルしやすいものをつくろうと、設計や材質の選択において努力することになります。そうした努力を引き出す点で、生産者負担方式は税金負担方式よりもはるかにすぐれています。従来の清掃行政が野放しの生産しりぬぐいを税金で行ってきたのに対し、生産自体を変えようという動きです。生産者が費用負担して価格に上乗せするこの方式は、ご存じのように拡大生産者責任と呼ばれていますが、この拡大と呼ばれるのは、従来、生産者責任は生産過程と消費過程でのみ問われてきたのに対し、廃棄過程においても生産者責任があるのだと考えるからであります。　ヨーロッパでは、この拡大生産者責任に基づく一廃の処理体制が容器包装から始まり、車、家電へと広がる勢いであるのに対し、日本の容器包装リサイクル法は、ほとんどが税金負担、だから自治体は取り組まないとか、家電リサイクル法は消費者の直接負担とか、いずれも生産者の費用負担を極力避けた法律であるのは周知のとおりでございます。　その上、ことし５月には循環型社会形成推進基本法が成立しました。政府は、ＯＥＣＤの拡大生産者責任プロジェクトの唯一の出資者でありながら、拡大生産者責任を歪曲した循環型社会をつくっているのです。ドイツが容器包装のリサイクル制度をつくった契機は、自治体が容器包装の収集を拒否したところから始まります。消費者は、容器包装を小売店に戻し始めました。そこで、困った小売店が事業者と話し合って制度をつくりました。当時のドイツに比べ、日本には適正処理困難物制度という合法的な手段まであります。あくまで拡大生産者責任を追求しながら、政府によるこれらの歪曲を正していくことが自治体に課せられた最も重要な課題であると認識していますので、ぜひともこれらのことを府が率先して取り組まれるよう、よろしくお願いいたします。　続きまして、産業廃棄物の問題提起であります。　廃棄物処理法では、産廃処理は事業者責任だから事業者が処理しなければいけない、こういう原則をとっていますが、これは間違いであると考えます。それは、廃棄物が通常の財とは根本的に異なるからであります。なぜ通常の財が市場経済に任せられるかというと、通常の財では、売り手の方に金が払われると、ともに買い手の客の方に物が渡される。だから、買い手はその財をみずから使用して、それがお金に見合ったものかどうかを必然的にチェックすることになるわけです。これとは違って廃棄物の取引では、お金の流れと物の流れが同一の方向に流れます。廃棄物が事業者から処理業者に渡されるとともに、お金も処理費として事業者から処理業者に渡されます。廃棄物は、お金の流れと物の流れが同一方向になる、いわば負の財なのです。　負の財は、お金を払った者の手元には残らないから、その処理の質がお金に見合ったものかどうかを確かめるのは物理的には困難であります。また、お金を払った者は、処理の質をチェックしようという動機が生じない。お金をもらった処理業者の方は、お金を払った者によるチェックを受けないから、安上がりの処理を考えます。安上がりの処理で料金が安くなるものだから、排出事業者の方もそれを歓迎するところであります。だから、いいかげんな処理業者も生き残れる、むしろその方がもうけが大きいから生き残れる仕組みになっている、こういう矛盾した動きになっています。　要するに、負の財の処理を市場に任せると、より質の悪い処理が生き残れることになるのは必然的であります。廃棄物の負の財としての性質に基づけば、廃棄物処理を市場に任せるのは基本的に間違いだということがわかります。公共の処理にゆだねるか、あるいは民間でもせいぜい２つか３つくらいの大手だけにしておく。そうすれば余りいいかげんなことはできない。日本のように、11万もの処理業者が存在し、過当競争で安い料金に流れてしまう、こういう仕組みに任せるのは非常に危険であり、間違いであります。これは、いわゆる公共論とは違います。公共関与論は、産廃処理を事業者責任にしたまま、住民の反対にあってつくりにくくなった産廃処理施設を公共が関与してつくりやすくしようとするものであります。そうでなくて、事業者の産廃について特定の処理施設への搬入を義務づけることが大切なのです。　ドイツやスウェーデン、デンマークでは、公共が関与して有害廃棄物の処理を行っており、排出業者には有害産廃をそこに持ち込むのを義務づけているところであります。もちろん、処理費用については排出事業者の負担であります。有害な産廃だけでなく、普通の産廃でも、やはり安いものに流れるのは同じであって、安いということは当然いいかげんな処理になるところであります。環境汚染の程度は有害産廃より少ないとはいうものの、いいかげんな処理がされるのは問題であります。それを防ぐには、やはり公共の施設で処理すべきであります。　ドイツやデンマークでも、産廃は市町村処理が原則です。公共による産廃処理は、いきなり全面的にやっても社会的な摩擦が大き過ぎるので、有害産廃から始め、次第に普通の産廃にも広げていけばよいのです。事業者責任は費用負担に全うさせるべきであって、処理は事業者の自由に任せてはならない。処理は公共でやって費用を事業者から徴収する、つまり費用負担によって事業者責任を全うさせる方式に転換することがこれからの産廃処理には求められると考えられますので、ぜひともこれらのことを環境総合計画に反映させていただくよう、よろしくお願い申し上げます。　最後に、水問題について少し触れて、提起させていただきたいと思います。　従来、都市では水は邪魔者扱いされてきました。都市に降った雨水は下水道や水路でなるべく早く川や海へと流し去られる一方で、水源は山間地のダムに求められてきました。また、利水も１回利用を原則として水を縦に流し、１度利用して、排水として川や海に流されてきました。こうした利水方式では、必要な水資源施設がふえる一方であります。　これらは、都市で雨水を貯留して利用する方式へ転換するとともに、水を反復利用する方式を目指さなければなりません。そのためには、従来、利水、治水、水処理、親水などが縦割り行政のもとで個々ばらばらに取り組まれてきましたが、これからは横割りを進め、トータルな視点で水行政を考えていく必要があります。流域総合水管理条例のような法律をつくり、各流域でトータルな視点で水政策をつくっていけるような仕組みが必要ではないでしょうか。　以上、ぐだぐだと申し上げましたが、こうした廃棄物行政なり水行政なりをぜひとも新環境総合計画に盛り込んでいただくよう切にお願いし、私からの発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　続きまして、北野さんにお願いいたします。どうぞ。 |
| 北野信彦氏 | 　私、北野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。　まず初めに、各先生方にお願いがございます。私は、こういう席で意見を述べさせていただきますのは初めてでございますので、先生方にはどうかまげてお聞きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。　まず、今までの経緯を簡単にご説明させていただきます。私たちの作業とは、三井化学で製造された製品を入れる袋、この袋をフレコンバッグと言いますが、このフレコンバッグを洗浄する作業場、つまり洗濯屋でございます。洗浄している種類は、以前は11品目で、現在は９品目です。その中には、毒・劇物のパラホルムアルデヒド。このバッグを洗浄するときは、それは想像を絶するにおいで、目が痛く、涙が出て、鼻から息を吸うと鼻が痛くなり、これで普通の方でしたら５分と吸っていられません。また、口から息を吸うと気分が悪くなり、頭も痛くなります。このような作業を毎日、何時間もしているわけでございます。それで、もちろんこのような激臭の中の作業でも保護具はありません。今までに何回も何回も会社側に要求した結果、１人に月に紙のマスク２枚、軍手４足というようなことでございます。２年ぐらい前までは、マスクも手袋も一切なかった、このような状態でございました。　このような環境の中で、作業員は無防備で作業を行い、会社側からでたらめな教育を受け、長期間にわたり、まともな保護具もないまま、パラホルムアルデヒドなどの洗浄作業に携わってきた元従業員、私のことですが、また現在も作業をしている従業員も、健康不安を訴えているということでございます。三井化学の中の社員は、私たち作業員に、海に毒・劇物を流すことは気にせず流せと命令するわけでございます。その命令を聞かなければならない私たち作業員は、毎日がやりきれなく、情けない思いでございました。　三井化学で製造されるパラホルムアルデヒド、メラミン、尿素、亜硫酸ソーダ、ポリ塩化ビニル等９品目の入ったフレコンバッグ 750枚を１日に30数ｔの水を使い洗浄し、その中に環境ホルモンで問題になっているビスフェノールＡも含まれていました。洗浄で出た汚水や廃棄物は、廃棄物処理施設を経て海に流されることになっています。それなのに三井化学は、84年に許可を受けた処理施設への配管を勝手に変更し、86年以来14年間にわたり大阪湾泉北港に垂れ流していました。ある日、会社の朝礼で、泉北港で釣りをしている人があるが、ここにいる皆さんは、魚は汚染されている、ここの魚は食べてはいけませんよと注意されました。　また、パラホルムは発がん性などのある化学物質です。毒劇物取締法で流出の防止、分解、無毒化する廃棄基準の厳守が義務づけられ、労働省労働基準局長の通達でも、労働者が直接触れないよう、また作業位置や作業室での呼吸保護具または不浸透性の保護衣、保護手袋などの使用、または４時間以上の安全教育が必要なほど危険な物質だと聞いていますが、三井化学は、私たち労働者を人間とも思わず、情けない言葉でもって私たちを責めてくるわけでございます。　三井化学はスローガンに地球環境問題を掲げていますが、何ら守られていない。本当に人間として恥ずかしいことでございます。日本を代表する三井化学の社員が毒・劇物を含む廃液を海に流し、自然環境を破壊していることを三井化学はどう認識しているのか、工場長初め社員はどう認識しているのか、本当に恥ずかしいことです。これでは瀬戸内法もないのと同じでございます。　私は、真実を明るみにするため、高石市議会議員・出川先生と大阪府議会議員・奥野先生、そして同じく府議会議員の岸上しずき先生に、大阪湾泉北港の海を汚染から守るためにご協力いただきまして、真実が明るみに出たわけでございます。でも、この問題は納得ができません。　なぜなら、市と府との合同の検査前に数回立ち入り、三井化学に、府環境指導室の指導で作業場１階から２階まで約40名ほどで隅々まで掃除をする、こういうことをしているわけです。また、ピットの中のヘドロを大型バキュームカー数台で取り、その上サンダーで削り、水で洗うということを府が指導しているわけでございます。この上、立入検査２日前に三井化学の子会社である泉陽開発の社長初め社員が来て、作業員の配置も決め、何度もリハーサルをし、泉陽開発が作業員に府、市から何かを聞かれても何も言うなと、口どめしているわけでございます。また、受け答えは三井化学の部長がするというような決め事までしているわけです。その後も、三井化学は不可思議なことばかりしています。府、市、また議員団の各方面の方々の立入査察のときには、作業員全員を別の棟の２階で待機させ、査察に来られた人と顔を合わさないようにしています。なぜそこまでして隠すのか。このような重大な問題を引き起こし、反省の色は全くありません。　この問題は、府議会でも取り上げられました。日本共産党の岸上しずき先生は、10月６日の一般質問に続き、10月18日、環境農林委員会で、三井化学の不正行為を見逃してきた府の責任を追及されていましたが、太田知事ら府側の答弁は、不法行為は遺憾だが、水質基準以下だったと14年間の垂れ流しを不問にし、三井化学を援護する姿勢に終始いたしました。私は、委員会をテレビで傍聴して、本当に腹立たしい思いをしました。府環境指導室長の答弁はうそばかりです。また、うその報告を受け、そのまま答弁されています太田知事も同じことです。これでは、大阪府の公害はなくなりません。もっとまじめに市民のことを考え、公害をなくすように努力していただきたいと思います。　立入調査は事前にも知らされ、作業場の隅まで徹底して掃除をさせられ、またフレコンバッグも前もってきれいに掃除をして、 150枚そろえて、それを洗浄して、そのサンプルを持って帰って検査するわけでございます。そのような検査をしても、何の意味もないということです。府環境指導室は、プラスチック類はメッシュ網などで回収可能と言われていましたが、そのメッシュ自体は私が何回も交渉して半年前に取りつけたものです。それまでは三井化学は、いろいろな物質、プラスチック類から化学物質まで、相当量の水を大阪湾泉北港に排出しているわけでございます。　私も病院で検査してもらいました結果、これはやっぱり職業病だと。私は右ききなんです。右ききでパラホルムアルデヒドの現物をいらうわけですね。会社側は、そういう物質は体には何の影響もない、害もないというでたらめな教育をして、我々作業員に説明しているわけでございます。　最後になりましたが、各先生方に二度とこういうことが起きないようにご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　次に、大阪から公害をなくす会の林さんでございます。よろしくどうぞ。 |
| 林　功氏 | 　公害をなくす会の林です。　これまでの審議会、全体会で発言をさせていただいたことがあるんですが、部会まで公開され、こういう機会を与えていただいたことについては、心から敬意を表したいと思います。文書意見として、大阪から公害をなくす会としての意見書を提出しております。その意見書をもとに、かいつまんで意見表明をさせていただきたいと思います。　大阪から公害をなくす会は、1971年の発足から来年で30年になります。毎年１月に開催する公害・環境デー大阪府民集会も来年１月で29回を迎え、府域のさまざまな公害・環境問題の住民運動と、それにかかわる専門家の結節点となってまいりました。大阪府域でのＮＯ2 の簡易測定運動や連続講座活動など、住民主体の調査・学習活動を進めてまいりました。こうした活動を踏まえて、公害・環境政策や大型開発プロジェクトに対する意見や提言を行っております。現在、見直し作業が進められております国の環境基本計画をめぐっても、10月に中央環境審議会の中間取りまとめのブロックヒアリングに公述人として参加し、大阪から公害をなくす会としての意見書も提出してまいりました。　国の審議を見ておりますと、今までの施策の評価、反省が十分なされずに、従来の施策の問題点が明らかにされていないために、積極的に提起されている具体的な施策が羅列的あるいは網羅的になって、現状を打破していく展望が見えないのが非常に残念であります。ぜひ大阪での審議を積極的に進めていただきたいと思います。問題がますます多様化、複雑化してきているとか、循環型社会づくりなど、今日的な課題に対応するために、新たな環境総合計画を策定する必要があるという今回の大阪府知事諮問の趣旨については、大いに賛成であります。新環境総合計画を、21世紀を迎える大阪の住みよいまちづくり、あるいは府民の安全と健康、福祉の向上を実現するにふさわしい計画にするために、十分なご審議をお願いしたいと思います。　そこで、審議を進めていただくに当たっての基本的な問題点として、大阪の公害環境のリアルな現状認識及び問題解決のために行ってきた現行の環境総合計画やその方法、対策と到達点について、その是非、適否を問う総括が必要だと考えます。この２点に絞って訴えたいと思います。　第１に、大阪の公害・環境のリアルな現状認識のためには、今後の施策の基礎となる資料を整えることが必要であります。　今、審議会に出されております資料は不十分であり、かつ現状認識を誤る可能性さえあります。現状認識として何よりも直視しなければならないのは、不健康都市大阪と呼ばれる実情です。これ以上の健康破壊は許されない、この決意を府民世論にすることが環境問題を根本的に改善するかなめになると考えるからであります。これまで、公害被害が続いていることに目をつぶったり、府民一人一人に責任をなすりつけて公害による健康被害を過去のものとして扱い、あるいは有害物質による健康影響が定かでないとの理由で、本当の責任の所在をあいまいにする動きが見受けられました。健康被害が継続していることは、さきの尼崎公害裁判における司法判断や、自治体独自のぜんそく患者医療費助成制度の支給対象者がふえ続けていることからも明らかであります。公害による健康被害や文化的な生活を営む権利への侵害が21世紀を目前とした今日なお克服できていないことを明らかにして、生命、命と健康を守ることこそ環境対策の原点という位置づけを強く押し出していただきたいと思います。　文書意見の大きな第３項目に、必要だと考えた資料を逐次指摘しております。大阪府当局が努力されることは当然ですが、審議会としても資料を整えた上で十分な審議を切に望むものであります。また、その資料については、府民だれもがよくわかり、情報を府民が共有できるものにしていただきたいと思います。文書意見の第２項目「情報公開と府民参加をつらぬくこと」というところで書いておりますように、環境問題に対する要求と関心というのは、21世紀に向けて、府民の間で大きな高まりを示しております。情報公開と府民参加が計画審議、計画づくり全体を通じて貫かれなければなりませんし、府民が共有できる資料はその基礎になるものだと考えます。その上で、最初に申し上げましたように本当にきょうこういう場を持っていただいたのは敬意を表しますが、なおきょう限りの意見聴取にとどまらず、とりわけ審議会委員、部会委員の先生方とのひざ詰めの意見交換ができる場をぜひ設けていただけるよう、強くお願いしておきたいと思います。　基本的な問題としての第２の問題は、総括の必要性についてであります。　審議会や部会の場に、諸計画の到達点などが一覧表で出されております。わかりやすく示す努力をされていることには敬意を表したいと思いますが、突っ込んだ検討をぜひお願いしたいと思います。　例えば、ＮＯ2 の総量削減計画の目標達成が絶望的であることが示されております。この問題は、これまでの環境総合計画や自動車公害対策などがつくられるたびに問題となって、22年前の1978年、ＮＯ2 の環境基準が緩和されたときから、５年で達成する、８年で達成する、10年で達成するなど、基準を達成しますとの約束が繰り返しほごにされてきた問題であります。その結果、自動車排ガスによる汚染は府域全域に広がっております。 7,000人を超える府民が参加しましたことしのＮＯ2 の実測定運動の結果を見ていただくと、申しわけありません、まだ報告書が正式にできていないんではっきりしておりませんが、大阪府の自治体から提供していただいた常時測定局のデータなどを見ましても、平均値だけ見ておりますと大きく変化しておりませんが、大阪市内の汚染が大阪府域全域に広がっている実態は、データだけではわかりません。こういった問題などを含めて、ぜひ突っ込んだ議論をお願いしたいと思います。自動車公害は、ご承知のようにそれだけではなくて、ＰＭ2.５あるいは発がん性のベンゼンなど、早急に新たな調査対応を迫られているのが現状であります。　このように、府民の健康、生命の維持という基準から大阪の環境の現状を見た場合、さまざまな計画、施策、対策が実施されていますが、改善への転換点をつくるような状況にはなく、むしろ今後一層心配される新たな問題が浮上してきております。　文書による意見書の第１項の第２で、計画に盛り込むべき幾つかの点を提案しております。これまでの計画と施策、対策の総括にもぜひ生かしていただきたいと思います。例えば、大阪のような大都市部での幹線道路建設や大型開発計画、ごみ問題などをめぐって、事業者側が持ち出す議論に、必ずといっていいほど、みんなが加害者であり被害者だという議論があります。しかし、責任の所在を明らかにすることなしに効果的な対策はあり得ないということは、四半世紀を超える公害をなくす運動の教訓ではないでしょうか。　重ねて、21世紀を迎える大阪の住みよいまちづくり、府民の安全と健康、福祉の向上を実現するにふさわしい計画にするために、府民参加を保障しながら、部会でも全体会でも十分時間をかけての民主的かつ自由闊達な議論を期待して、意見表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　続きまして、おおさか市民ネットワークの藤永さんからご意見を賜ります。どうぞ。 |
| 藤永延代氏 | 　藤永でございます。　私も、初めに、部会の先生方が私たち市民に対してこういう意見表明の場を持ってくださったことを本当に心から敬意を表します。可能ならば、こういう会が繰り返し持たれることを心から望んでおります。　大阪府の計画素案は、大阪21世紀像を人が元気、都市が元気と元気印がキャッチフレーズになっています。元気の大もとは、やはりその住まいする地域の環境が良好であることだと私は思っておりまして、新しい環境総合計画の課題は、大阪の環境をこれ以上汚染しない、しかも早期に回復させる、これが重要な課題ではないかと思っています。　大阪府域の生活環境がいかに悪いかということは、示す指標は幾つか挙げられますが、大阪府民の平均寿命が今なおワーストワンであること、小児ぜんそくの補助金を支給している子供たち、対象が２万人に及ぼうとしていること、結核の罹患率が全国一高い、肺がんの死亡率も高い、加えてダイオキシンの汚染濃度では史上初という高濃度の汚染が能勢町の美化センターで検出され、しかも雪印の食中毒事件といい、大阪の環境衛生に関する悪いうわさというのは本当に種がつきません。別に大阪府の方がアンケートとして府民の意見を集約されている資料を先日いただきましたが、その中に、大阪は汚い、こういうイメージを払拭したいという、まさにそのとおりではないかと思います。　私は、21世紀、環境の世紀の新環境総合計画策定に当たっては、大阪としての大阪府が抱いている環境観というものを明確に示していただきたいと思います。私も環境運動をやっていまして、世界からたくさんの友人が日本へ来られます。関空から高速を通って大阪へ案内しますその道すがら、本当に緑の少ない無機質なまちを見て、大方の外国人は異様だと言います。そして、普通のまちの中に唐突に建っているイベント型パビリオンについてもおかしい、これが普通の感覚ではないでしょうか。こうしてここ10年大阪府が進めてきたこうした開発計画、ことごとく財政的にも破綻している、都市の姿も惨めになっている。私は、この辺で大阪府の進路も大きく転換して、本当に良好な環境を享受できる、府民が住んでよかった、緑あふれた住みたい大阪、そういうイメージに転換する必要があるんだと思います。　私は、新しい環境総合計画については、廃棄物問題に関して意見を申し上げたいと思いますが、前提として、初めに議論の前提となる資料を正確に審議委員の皆さんに出していただきたいと思います。　例えば、環境総合計画に掲げた個別目標ごとの進捗状況、これの廃棄物のところを見ていただきたいんですが、ここでは、一般廃棄物は排出量で提示されていて、産業廃棄物は埋立量なんですね。しかし、現総合計画における廃棄物リサイクル対策の推進という項目では、事業活動に伴って発生する廃棄物について、発生量の抑制、再利用、廃棄物アセスメントの推進、製品アセスメントの定着、各種法制度に基づく適正処理などなど、産業廃棄物に関しても発生抑制、処理処分の中の安全管理徹底がうたわれているわけですから、そういう目標の進捗状況は、設定した目標に忠実に資料を整理して、議論の場に付していただきたいと思います。産業廃棄物、年間大体 2,000万ｔ、５年間で約１億ｔです。それがどう処理処分されたのかということの流れをきちんとつかんで、審議会の先生に審議していただきたい、私たち府民にも提示していただきたいと思っています。そういうことを整理しながら、改めて正確なデータを示していただきたい。　一般廃棄物については、「大阪府の一般廃棄物」という冊子を出されておりますので、過去５年分を一覧化していただきたい。そして、特に欠落しています焼却灰飛灰の発生、年間80万ｔとも言われますが、それの最終処分先を市町村ごとに集約をしていただきたい。私どもの計算では、80万ｔの飛灰焼却灰の中で、ダイオキシンが大体1.３㎏含まれているという試算をしていますが、そういうことをやはり明確にして処理処分なりを議論していかなければと思っています。それから、当然、産業廃棄物につきましても、過去５年間の発生、リサイクル、焼却、処理処分などについて明確な資料をいただきたいと思います。　それから、ここからは総合計画策定に当たってですが、私は、ことし再びドイツ、デンマークに廃棄物問題の学習に行ってまいりました。もう告発の時代から提案の時代だと思っている、そういう立場で行ってまいりました。そして、申し上げたいことは、廃棄物に関して、大阪府はもう後片づけ行政から脱却してほしいということです。　大阪府の廃棄物政策上の問題は、終末処理にきゅうきゅうとしてきて、一廃でいいますと排出量の90％以上を焼却している。焼却万能主義を連綿と続けてきて、その設備の高度化が大きな課題であるかのように進められているところに問題があると私は思います。国の循環法諸法令、政令などが出てくるのを待つまでもなく、廃棄物の発生抑制、循環型へ本気で転換する計画、そのために後追いになってほしくない、このことを強く申し上げたいと思います。　容器でいいますと、飲料容器にとどまらず、再利用できるものは徹底して再利用をする、大阪デポジット方式みたいなものをぜひ考えてつくり出していただきたい。それには、行政だけではありません、専門家の先生、そして企業の方、消費者、市民、そういう人が入った研究の場が必要だと思います。容リ法に関しましては、これは一生懸命市町村がやればやるほどお金がかかるという欠陥法でございますので、ぜひ販売者と消費者との直接の共同の取り組みを支援する、そういう奨励方式を考えていただきたいと思いますし、特に問題になっていますプラスチックのリサイクルについては、環境へのトータル負荷を減らす立場での研究をぜひお願いしたいと思います。　あとは、後追いにならないということで、廃棄物の世界から化学ごみと生ごみ類を区別して、それぞれ処理することをぜひご検討いただきたいと思います。　そして、今議論されております有料化については、我々市民は目的と効果が明確であれば、お金を払うことを決していとうわけではありません。しかし、現状の問題を不問にしたまま、ただ生活者・市民に有料化を推し進める、押しつけるというやり方は問題解決を先送りするだけですから、現状での有料化議論は差し控えて、根本解決のための議論を進めていただきたいと思います。　最後に、大阪府は、廃棄物に関しましては、直接に収集し、処理処分するところではありません。21世紀を迎えるに当たって、行政の役割の中でも、私は市町村、政令市・国、都道府県それぞれ役割があると思うんですが、大阪府は、財政規模の小さいような市町村を支援する、助ける、またそういう企業を支援する、技術的に援助するという役割を発揮していただきたいと思います。大阪府廃棄物問題研究センターのようなものを設置し、廃棄物の担当者、それに関連する企業、市民、消費者、学者、研究者を入れた組織、研究機関を設立して、分野を超えた人たちの知恵で大阪の廃棄物問題の根本解決になるようにしていただきたいと思います。　また、私は、循環型社会ということを言う場合に、循環型企業に対する支援、これがもう日本政府、全くおくれていると思います。紙の回収の方が走れば走るほど赤字をつくるような実態が片一方で起きながら、循環型社会は成立しないと思っています。ぜひそういうところへの知見と財政援助がされるような大阪方式を編み出していただきますように心からお願いをして、なおこういう場を再々持っていただくことをお願いして、発言にかえさせていただきます。ありがとうございました。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　最後に、城東鶴見公害をなくす患者と家族の会の行年さんでございます。行年さん、よろしくお願いします。 |
| 行年敏子氏 | 　城東区の行年敏子と申します。　私が大阪市民となったのは約40年前の昭和34年３月のことで、もう既に田舎の美しい空気とは違い、何か変なにおいがしておりました。住所は、国道１号線の、曲がり角で有名な蒲生４丁目交差点より約50ｍ東へ入ったところで、西風が吹けば嫌なにおいがして、天気がよいとき洗濯物を干そうと思っても、さおが黒く、何度ふいても、といったぐあいで洗濯物を干す、入れるときとなれば、はたいて入れる、そんな日がどれほど続いたかわからず、近所でも、言っていってもどないもできないと泣き寝入りでした。工場は、国道の西側に、昼間は黒い煙をもくもくと出す高い煙突が何本もありました。夜のガラス工場の中はやみ。その中でガラス玉の満月が次から次へと動くような美しい景色を珍しく、何も知らない私は見て眺めて心を慰めていた時代もあり、そんなガラス工場がありました。それがぜんそくを起こすとは知らず、悔しいです。　それに、北風が吹けば鼻をつくようなにおいが時折して、そんなとき、よくせきが出て息苦しいことが続き、姑に「あんた弱いな、早う医者に行きな」と言われ、気候の変わり目、寒くなるのがつらいでした。せきが出ると、うるさそうな顔をされる。医者に行っても風邪と言われ、北風のとき鼻をつくようなにおいは、鋳物工場があったのです。近所の人々は、「そういえば、そんなにおいがたまにするな」と言っただけ。そんな折、私は寝込んでしまった。私のまくら元で、子供と姑は一緒に、起きて、起きてとうるさくせがむ。主人は何もしてくれず、姑はぶつぶつ言いながら70歳を過ぎた腰を曲げての行動。息苦しいながら、たんが出れば汚いと言われながら食事づくりが続き、医者通いが続く。　そんなとき、一回書類を保健所へ出してみればと言われ、そのうちに治るかなと思い、保健所というところは結核の検査をするところと無知な私は思い、先生の指示に従わず、また姑に肺病と思われたらもっともっとつらいと思い、延び延びにすれば、せきとたんに苦しむ状態が続き、書類を家の者に言わず保健所に提出。それやこれやと日がたって、昭和60年６月15日の日付で認定がおりました。　しかし、認定がおりたといっても、体はよくなるではなし、ガラス工場、鋳物工場などは移転はしたものの、残るのは苦しむ体。今は、車、車の行列。排気ガス、夜は地震が起きたと思うほど大きなトラックが走っている様子。あるとき、田舎の父に「ゆうべよく地震で揺れたのに、平気で寝てたな」と言われたことがありました。体は相変わらず苦しみが続き、夜中２時から３時になるのが怖い。夜寝る前に吸入して、横になっても上を向いては寝られず、気がつくと苦しみで目が覚める。吸入して酸素を吸うといった日が続き、また10年前の脳内出血の後遺症で痛む足をさすり、たたいたり、湿布を張ったりして、ストレスがたまると喘鳴が出てきて発作もとまらない。涙、水ばな。吸入が離せず、不自由な左手に吸入器の先、右手に排たんするのに肩たたきの器械を背中に、そのときの不安というもの、つらいこと。またおなかいっぱいご飯を食べたい。でも、胃が大きくなれば、ぜんそくで痛めた気管、肺を圧迫するのか、息苦しくなり、鼓動が速くなり、怖い、悲しい、不安が襲う。酸素吸入に食らいつく。　そのようなことを、だれも知らない。生と死、闘いが続きます。昼間に人に会うと、「あんた、ぜんそくと違う……」と言うけれど、夜の私を知らないから。こんなつらい中、息子親子は私の苦しみを見るのが嫌で、嫁は見て見ぬふりしてしまい、しまいには家を出て行った。外出の折は酸素ボンベをつけながらの外出、こんなことあってよいのかと思う。また、反面、死を考える毎日です。　このような苦しみの状態を一人でもつくらないでください。この苦しみ、わかりますか。私の住んでいるところは、車だらけ、排ガスがいっぱいです。救済を続けてください。お願いします。これからの子供たちのことを考えてほしいです。もっともっと環境に力を入れて、よくしてください。よろしくお願い申し上げます。行年敏子です、よろしくお願いします。 |
| 部会長 | 　どうもありがとうございました。　皆さんから熱意のあふれるご意見をいただきました。ありがとうございました。計画づくりの基本的な考え方から具体的な問題に対する政策的なご提言、あるいは深刻なご経験に基づくご意見まで、たくさんのご意見、まことにありがとうございました。それから、時間を短く制限してしまいましたので、発表者の皆さんには大変にご苦労をいただいたようで恐縮いたしております。　本日お聞きいたしましたご意見、あるいは書面でちょうだいいたしましたご意見、それらを十分に参考にいたしまして、この部会での審議を進めていきたいと考えております。　さて、委員の皆さんにお願いでございますが、多少時間が残っております。本日お聞きいたしましたご意見について、何かご質問がございましたら、どうぞ。どなたかございませんか。 |
| 坂本委員 | 　９名の方のご意見を伺いまして、私などは部会の部員としては新米なんですけれども、計画に対する本当に大きな大きな責任を改めて感じました。それぞれのご意見、本当にごもっともな部分ばかりを感動的に受けとめています。基本的には、皆様、総合的に大阪府がこれから解決していくために、従来の問題、現状をしっかり認識すること、調べること、再度調べること、なぜこのような状況になったか、どうこれからそれを解決していったらいいのか、こういうところがやっぱり最大のポイントではなかったかなと思うんですが、このあたりについて、部会の中で私なりに意見も反映して努力していきたいと思っています。　ただ、具体的に、それぞれの方に、ここはという部分があるかと思います。例えば、市民ネットワークの藤永さんからのお話では、総合的そして的確で、感動的にご意見を伺いましたが、さらにかなり具体的な部分があったと思います。いわゆるデポジットなどに対する大阪方式、ごみ廃棄物に関する有料化問題に対するご意見がありましたが、このあたりのところをもう少しお聞かせいただければなと思っています。 |
| 部会長 | 　ほかにございませんか。事務局の方で何かお話ししたいということがあれば、どうぞ。 |
| 事務局 | 　お時間があれば、今ご質問のありましたことについて、もう少しご意見をいただけたらと思いますが。 |
| 部会長 | 　それでは、簡単にお話しいただくことができますか。 |
| 藤永延代氏 | 　こうしたらというのはないんですけれども、例えばデポジットに関しては、国の政策だというのではなしに、私は、国を待たずして、大阪府域で流通するものについてデポジット方式を考えていくことは可能だと思っています。可能な限りそういう条例をつくり、対応策をつくり、何をどのようにするかというのは、だれかがボタンを押せばぴゅっと答えが出てくるものではありませんから、先ほど言いました販売者、製造者、消費者、市民、流通者、学者、研究者の皆さん、そういう人が入った研究会というようなものをつくって、積極的にやっていくことが大事だと思っています。実際、ドイツのフライブルクという市から始まったことをつぶさに見てまいりましたので、参考になることがあれば資料の提供ぐらいはしたいと思いますが、まずは始めることだと思っています。　それから、有料化に関しましては、お金だけではなくて減量化対策が大事だと言われるわけですが、大阪府下の一般廃棄物の排出現状では、事業系と家庭系が半々ぐらいです。特に大阪市なんかでいいますと、事業系の方が65％と多いわけです。しかし、決してその事業系のものが容器包装なりリサイクル対象にはなっていないわけです。本当の意味の減量化でいうならば、すべてのものを、例えば容リ法対象外の物質もリサイクル対象にするべきなんでありますが、ですから総合的に排出を抑制するルールを明確につくって、その上で、本当にみんながこれを実践すれば排出量も減るんだし最終埋立量も減るんだということを明確にやった上で、従量制排出量に応じた有料化というものがなされなければ、単に現状はそのままにおいて消費者の有料化だけが進むと、私は二重税金になると思っています。そういう意味です。 |
| 坂本委員 | 　ありがとうございました。よくわかりました。 |
| 部会長 | 　ほかにございませんか。発表者の方も、これは言い忘れたとおっしゃる方があれば、どうぞ。 |
| 井田委員 | 　３番でお話しくださいました傘木様にお願いいたします。９ページに、計画の設計についてということで、エリア別の現状、課題、目標を設定すること、大阪府にも山間部、里山、市街化が進み云々と書いておられますね。住工混在地域あるいは臨海地域、このようなものについて地域別の現状、課題、目標に言及しておけというお話がございますが、いま少し説明いただければうれしく思います。 |
| 傘木宏夫氏 | 　ありがとうございます。地域環境管理計画をエリア別に設定するということでもいいと思っておりますが、私は、一律的な環境基準だけで地域の環境像を設定するのはおかしいと考えているんです。それは、良好な住宅地であれば、そこに適した、つまりＮＯ2 でいえば 0.06ppmという、そこまで環境を悪くしていいわけじゃない、旧環境基準を満たすぐらいのものであってほしいわけでありますし、それぞれの地域の特性に合った環境目標を設定していく。悪い方向に合わせていくのではなく、そこまでは開発してもいいということではなく、やってほしい。それは、アセスメントを地域の環境課題に密着した形で推進していく上でも、またこれからの戦略アセスに結びつけていく上でも大事だと思っております。　せっかくの発言の機会なので、一言今のアセスのことについて付言したいんですが、現行のアセス制度においても、方法書や準備書の作成の過程に、例えば方法書であれば、今あおぞら財団でやっているような市民の環境診断マップづくり、そういった自主的な調査活動、それから準備書であれば、代替案の検討の過程に市民のワークショップを取り入れるなど、つまり規定された手続以外の市民参加のあり方について検討していただきたいと思っています。あおぞら財団としても、そういう仕事を開拓しようとして今いろいろと研究しているところで、ぜひこれから具体的な提案をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 |
| 林　功氏 | 　一言済みません。きょうは私は、公害患者の皆さんが行年さんを代表にして一言訴えたいという話を事前に聞いておりましたので、大気汚染の問題に絞って発言をいたしましたが、被害の問題については、きょうお隣で発言されたのを聞いてびっくりしました。三井化学の労働者の問題、またご承知のようにダイオキシンの問題では能勢の焼却場で働いている方の問題があって、そういった点では、労働環境、生活環境を含めて、もう少し広い視野で健康被害というものを見ていかなければならない。環境だけを切り取った計画というよりも、私たちは環境優先ということをずっと主張しているわけですが、環境サイドからすべての計画なりそういうものが網羅できるような、あるいはそこに現実的な影響を与えることができるような計画づくりになっていくことを重ねて期待申し上げて、きょうの感想も含めて一言発言させてもらいました。 |
| 北野信彦氏 | 　私、もう少し時間が欲しかったんですけれども、私の言いたいところは、行政がもう少し厳しく企業を見るということです。我々が働いていたのは高石にある三井化学なんですが、本当に行政の取り締まりをもっと厳しくやっていただきたい。　というのは、毎月１回、市、府の立入検査があるわけなんですけれども、その立ち入りに際しても、前日に会社側に、あす立ち入りするよということを言っているわけなんですね。そうして、会社側は我々に、あすは立ち入りがあるで、掃除しとけよ、というようなことなんですよ。そういう状況の中で、何ぼサンプルをとって調べていただいても、会社側が言っているのは 16ppmと。そんなはずはないんですね。私、現場の仲間とサンプルをとり、測定してもらったら、何とこれが18万4,000ppmですよ。こういうすごく汚染している物質が大阪湾泉北港に流れているわけなんです。それも、もう本当に半強制的に流させられる。働いているみんなは、心の痛む思いで作業をしているわけです。こういうところを、もう少し行政が行政の力で取り締まっていただきたい。　立入検査をするときは、この間の委員会でも、各先生方にはこれから突発に行くんだというような答弁でした。でも、それから後、いまだに、前もって、あす行くよ、おまえらちゃんとしとけよ、というような行政の指導の仕方で、この大阪は公害からは守れない。もう少し考えていただきたいと思います。　まだまだ言うことはたくさんあるんですけれども、各先生方にきょうのこういう審議をちゃんとしていただきまして、これからもっと行政の方で取り締まっていただきたいと思うところでございます。どうもありがとうございました。 |
| 中村委員 | 　皆さんから、本当に深刻な問題から、あるいはこれからの対応の問題、いろいろ参考になる意見がございました。特に、告発の時代から提案の時代へというご意見や、さまざまな今発生している具体的な公害問題、さらに立岡さんからは茨木北部丘陵のオオタカとか里山のお話がありましたが、私としても、公害の問題が発生するもう一つ前の段階に、こういう問題があると思うんですね。だから、立岡さんがおっしゃるのは、オオタカの営巣地の問題、あるいは里山の保存というところで総合的な環境対策が必要であるというご意見なんですが、その点で、立岡さん自身に具体的にこうなんだというご意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思うんですが。 |
| 事務局 | 　立岡さんですが、所用でもう席を外されていますので、申しわけございません。 |
| 部会長 | 　それでは、この会を閉じてよろしゅうございますか。　これをもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。　委員の中には今日おいでいただけなかった方もございますが、事務局から議事録をきちんとお送りいただきますようにお願いしておきます。　それから、委員の皆様には、今後、部会の取りまとめについてご意見をちょうだいしなければなりません。私あるいは事務局までぜひお教えいただきますよう、お願いいたしておきます。　では、本日の部会はこれで閉会とさせていただきます。皆さん、ご参加いただきましてありがとうございました。 |